

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十二号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>		<p>（市町が処理する事務の範囲） 第二条（略）</p>	
<p>五 削除</p>	<p>（略）</p>	<p>五 特例条 例第二条 の表の第 二十八号 (6)に規定 する食品 衛生に関 する条例 及びかき の処理を する作業 場に関する 条例を 廃止する 条例（令 和二年広 島県条例 第四十九 号。以下 この号に おいて「 廃止条例 」という。 ）附則第 二項の規 定により なおその 効力を有 すること とされる 廃止前の 食品衛生 に関する</p>	<p>（略）</p> <p>食品衛生に関する条例施行規則及びかきの処理をする作業場に関する条例施行規則を廃止する規則（令和二年広島県規則第六十三号。以下この号において「廃止規則」という。）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の食品衛生に関する条例施行規則（昭和二十六年広島県規則第百十四号。以下この号において「旧規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第六条の規定による認定証の記載事項の変更の届出の受付</p> <p>(2) 廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第八条第一項の規定による認定証の記載事項の変更の届出の受付</p> <p>(3) 廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第八条第三項の規定による認定証の再交付又は書換え交付</p> <p>(4) 廃止規則附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧規則第九条の規定による営業廃止の届出の受付</p>

(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

この規則は、令和六年六月一日から施行する。

条例（昭和二十六年広島県条例第四十九号）の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの